

附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市国民保護協議会
設置根拠	国民保護法
設置目的	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、福山市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める
設置年月日	2006年(平成18年)4月1日
委員数	60人以内
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
非公開とする根拠 又は理由	
庶務担当課	危機管理防災課
	TEL(084)928-1228
備考	